

新型コロナウイルス感染症軽症者等宿泊療養施設管理運営業務 公募型プロポーザル提案書評価基準

区分	審査事項	審査基準	点数配分
提案内容	業務への理解	宿泊療養施設の役割や必要性、運営上の課題を理解した提案内容となっているか。	45
	療養者の安全確保	療養者の安全の確保を最優先とする運営が可能な提案内容となっているか。（健康観察対応、症状悪化時の対応等）	
	快適な利用環境	療養者が不快なく療養生活を過ごすことのできる提案内容となっているか。（入所時の案内、食事・飲み物の提供内容等）	
	創意工夫	仕様書に記載された内容以外に、より効果的な宿泊療養施設の運営ができるよう創意工夫がなされているか。	
管理運営	スタッフ体制	療養者の受入人数に応じて、施設運営や療養者の健康管理・生活支援を適切に行える体制が確保できているか。	40
		現場でのノウハウを蓄積して運営を改善したり、県の方針変更等に伴い運営方法の変更が必要となった場合に、柔軟に対応できる体制が確保できているか。	
	新型コロナウイルス感染症の感染防止に必要な知識・技能を習得した上で、療養者へ正しい対応ができるよう、スタッフへの研修を十分に行えるか。		
個人情報保護	関係機関との調整や宿泊療養施設内において扱う個人情報を、適切に管理する体制がとられているか。		
その他	業務実績	本業務と同種または類似の業務実績があるか。また提案内容はその経験が活かされたものとなっているか。	15
	経済性	費用の見積額は妥当性があるか。 (療養室50室/日の使用を想定した費用)	
合計			100